

日本の障害統計整備と障害率の動向

The Development of Disability Statistics and the Trend of Disability Rate in Japan

林玲子（国立社会保障・人口問題研究所）

Reiko Hayashi (National Institute of Population and Social Security Research)

hayashi-reiko@ipss.go.jp

2015年に国連総会で採択されたSDGs（持続可能な開発目標）の理念は、「誰一人取り残さない」ことであり、障害の有無により教育・健康・雇用等がどのように異なるのか、比較可能な統計を提示することが求められている。このような中、2020年に閣議決定された第Ⅲ期公的統計の整備に関する基本的な計画には「障害者統計の充実」が明記され、内閣府「障害者統計の充実に係る調査研究」に基づき、大規模なサンプルを有する政府基幹統計のうち、社会生活基本調査（EU式障害設問、2021年10月実施）、国民生活基礎調査（ワシントングループ式障害設問、2022年6月実施）に国際的に比較可能な障害に関する設問が導入された。

公表された社会生活基本調査の結果表を用いて分析すると、男女全年齢の障害率は13.5%であり、男性12.5%、女性14.4%と女性の方が高く、30歳未満では5.6%のところ、75歳以上では32.6%と障害率は年齢を追って高くなることが示された。若者の障害率は都市部で高く、前期高齢者の障害率は寿命の長短とは無関係であった。障害がある人の有業割合は障害がない人の80%程度と低く、正規雇用の障害率は6.4%、非正規雇用の障害率は9.0%と、非正規雇用の方が障害率が高かった。就職、再就職の年代である30代未満、60代では障害ありの人の方が、就業を希望し、仕事を探している人の割合が大きく、その年代での雇用支援の必要性が高いと考えられる。

同様の質問形式を取り入れているEUと比べると、日本の13.5%という障害率はEU平均の障害率25.2%の半分程度と低く、27か国それぞれと比べても日本は最低水準であり、この傾向は年齢調整後も同様であった。この質問形式は2017年生活と支え合いに関する調査（国立社会保障・人口問題研究所）にも導入されており、その障害率は23.1%と、EU諸国では下位にあるが、社会生活基本調査よりも10%ポイント程度高い。

近代日本における障害施策は恤救規則から始まり、1881(明治14)年には1,693人が廃疾による救護を受けたと公表されており、その後1929(昭和4)年には救護法に移行したが、継続的に制度受給者の数が統計として公表されている。戦後の障害者統計は、身体障害者、知的障害者、精神障害者の三本立てで、施策および統計もその順番で整備されてきた。身体障害児・者実態調査や、知的障害児・者実態調査は2011年に生活のしづらさなどに関する調査に統合されたが、SDGs達成に向け、制度受給者のみならず、日常生活に支障があり、生活がしづらい人を広く把握できるよう、国際定義に基づき「障害」という概念は拡大し、統計調査数も増大した。2022年6月に実施された国民生活基礎調査の結果公表が待たれる。